

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

《新潟県・新潟市・上越市・聖籠町》

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
波力、潮流等の海洋再生エネルギーの固定価格買取制度への適用	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項、第3条第2項	<p>【経済産業省】</p> <p>現時点において固定価格買取制度の対象とすることは困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 波力、潮流などの海洋エネルギーについては、十分な実用性を持つ段階には至っておらず、商用化に向けた技術開発などがまだまだ必要な状況。 ● そのため、経済産業省では、海洋エネルギー発電技術の普及促進のため、発電コストの低減や洋上に設置する設備の信頼性の向上等に向けた技術開発を進めている。 <p>→ 固定価格買取制度の対象とするために必要とされる十分な実用性とは何か、定量的であるとすれば一般家庭から買取しているように少量でも買取制度の対象にできないか、例えば固定価格ではない買取など別の枠組みでできないか等について、経済産業省に継続協議。</p>	なし
環境アセスメントの審査期間の緩和	環境影響評価法施行令、電気事業法施行規則	<p>【環境省（経済産業省）】</p> <p>ガス火力発電所や洋上を含む風力発電所の新增設については、日本再興戦略等に基づき、審査の短縮を行うこととしており、150日程度確保されている国の審査期間を最短で45日程度に短縮することを目指した取組を行っているところ。</p>	なし
枯渇ガス田の利用基準の緩和	鉱業法、ガス事業法等	<p>【経済産業省】</p> <p>○<u>枯渇ガス田を活用した海外産天然ガスの地下貯蔵、鉱業権者以外の者による枯渇ガス田の利用</u></p> <p>具体的な事案をもとに検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鉱業法は、日本国内の鉱物資源を合理的に開発することが目的であり、海外で産出されたガスを輸入して貯蔵する行為には適用できない。 ● 今後、具体的な事案があれば、その必要性も勘案し、どのような対応ができるか検討したい。 	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
		→ 国内産ガスは鉱業法に基づき枯渇ガス田貯蔵できるが、海外産ガスには適用されないと取扱いに差を設ける合理的理由を照会していくなど、経済産業省に継続協議。	